

## 向日市固定資産税等に係る返還金の取扱要領

制定 平成 7年4月1日

改正 平成23年4月1日

改正 令和 2年11月11日

改正 令和 3年1月1日

### 1 目的

この要領は、「向日市固定資産税等に係る返還金の取扱要綱」（以下「要綱」という。）の実施に伴う細目について定め、その円滑な運営に資することを目的とする。

### 2 適用基準

要綱第1条に規定する瑕疵は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 住宅用地の認定誤り（当該住宅の内部の改装等により住宅としての利用状況に変更が生じた場合で、かつ、向日市税条例（以下「条例」という。）第74条第1項及び第2項の規定による住宅用地に係る申告が正しく行われなかった場合に係るものを除く。）
- (2) 所有者の認定誤り（未登記であり、かつ、所有者の届出が正しく行われていない土地若しくは家屋に係るもの又は登記名義人が死亡している土地若しくは家屋に係るものを除く。）
- (3) 同一の固定資産に対する二重課税の誤り（償却資産の申告が正しく行われなかった場合に係るものを除く。）
- (4) 家屋の滅失の認定誤り（滅失登記が正しくされなかった場合に係るものを除く。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本市の責めに帰すべき課税誤り（虚偽の申告、未申告、調査拒否等の納税者の責めに帰すべき事由により生じた場合に係るものを除く。）

### 3 返還対象者

- (1) 返還対象者は、次のとおりである。

ア 課税調査等で市が知り得た者

イ ア以外で納税者から申出があり、調査の結果返還が相当であると認める者

(2) 相続人がある場合

返還対象者に相続人がある場合は、相続人に返還金を支払う。相続人が複数あるときは、相続人代表者に返還金を支払うものとする。この場合においては、相続人代表者は、市長に相続人全員が連署した相続人代表者届出書（様式第1号）を提出するものとする。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(3) 当該賦課処分の対象となった固定資産が共有である場合

共有代表者に返還金を支払う。この場合において、共有者の代表者は市長に共有者全員が連署した共有代表者届出書（様式第2号）を提出するものとする。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、この限りでない

4 返還者への通知

返還金がある場合は、返還金通知書（様式第3号又は様式第3-2号）により通知するものとする。

5 返還金の範囲等

(1) 返還金は、課税上の誤りが明白なものに限り返還の対象とする。

(2) 要綱第3条第1号に定める「還付すべき税等に相当する額」には、本税に付帯して徴収した延滞金等も含むものとする。

(3) 要綱第3条第2号に定める「利息に相当する額」は、還付すべき税等に相当する額に、年5.0%の割合（当該期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する年の前年の11月末日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が、年5.0%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合とし、平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を12で除して計算した割合（当該割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合

に年1%の割合を加算した割合が、年5.0%の割合に満たない場合は、当該財務大臣が告示する割合に年1%の割合を加算した割合とし、令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する年の前々年の9月から前年8月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る平均をいう。）の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に年0.5%の割合を加算した割合が、年5.0%の割合に満たない場合は、当該財務大臣が告示する割合に年0.5%の割合を加算した割合)を乗じて計算した額とする。ただし、納付の日が明らかでない場合は、当該年度分の第1期の納期限の翌日を起算日とする。

- (4) 返還金の対象となる範囲は、3(1)アの場合にあっては市が知り得た日、3(1)イの場合にあっては納税者から申出があった日の属する年度の初日において、当該年度分の法定納期限の翌日から起算して20年を経過していない年度分までとする。

## 6 返還金の端数処理

- (1) 要綱第3条第1号に定める「還付すべき税等に相当する額」を算定するときは、地方税法等の規定を準用し端数処理するものとする。
- (2) 要綱第3条第2号に定める「利息に相当する額」の算定にあたっては、地方税法等に定める還付加算金に関する規定を準用する。

## 7 事務の取扱

この要領で行う事務は、地方税法の還付手続きに準じて取り扱うものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日一部改正)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年11月11日一部改正)

この要領は、令和2年11月11日から施行する。

附 則 (令和3年1月1日一部改正)

この要領は、令和3年1月1日から施行する。